

<p>鷺巻地域生活センター体育館解体工事</p> <p><b>建物概要</b></p> <table border="1"> <tr><td>工事場所</td><td colspan="3">新潟市南区東笠巻新田278番地1</td></tr> <tr><td>敷地面積</td><td colspan="3">5,465 m<sup>2</sup></td></tr> <tr><td>用途</td><td colspan="3">運動施設(体育館)</td></tr> <tr><td>構造・階数</td><td colspan="3">鉄骨造 一部木造平屋建</td></tr> <tr><td>建築面積</td><td>592.01m<sup>2</sup> (うち解体 582.01m<sup>2</sup>)</td><td>延べ面積</td><td>581.19m<sup>2</sup> (うち解体 571.19m<sup>2</sup>)</td></tr> <tr><td>区分</td><td>市街化調整区域</td><td>用途地域</td><td>指定なし地域</td></tr> <tr><td>防火地域</td><td colspan="3">指定なし地域</td></tr> <tr><td>その他の区域</td><td colspan="3">騒音規制法による規制 ※あり(第 号区域) ○なし 振動規制法による規制 ※あり(第 号区域) ○なし</td></tr> </table> <p>※建物の様別の詳細は、設計図を参照。</p> <p><b>施工条件</b></p> <table border="1"> <tr><th>項目</th><th>適用・条件等</th></tr> <tr><td>① 作業時間等</td><td>○指定あり ・指定なし (ありの場合の条件) ・騒音、振動規制法による作業禁止日、時間帯 (特定建設作業に限る。) ○夜間作業 ※行わない ○近隣の行事等</td></tr> <tr><td>② 駐車場その他</td><td>工事用車両の駐車場所 ・場内(任意) ○図示 資機材の置場所 ・場内(任意) ○図示</td></tr> <tr><td>③ 着手前対応</td><td>○工事に先立ち、周辺住民に対して工事説明を行なう。(発注者同席予定) (説明会予定時期・平成 年 月 日頃 ・実施時期未定) ○建築物除却届 ○必要(施工者作成とする。)</td></tr> <tr><td>④ その他施工条件</td><td>○本施設の場内では、車両通行に制限があるため、場内の規則にしたがって通行すること。通行にあたり、施設管理者と協議が必要。 ○本工事範囲は基礎解体(一部現況のまま)とする。(詳細は図示。) ○工事時期と同時に、備品等の撤去作業を別途予定している。 解体工事にあたり、備品撤去作業の受注者と十分な調整を行うこと。 ○時間の規制(午前8時30分～午後5時30分まで) ・一定規模以上の土地の形質の変更届 ○リサイクル通知書の届出 ・騒音・振動○労基</td></tr> </table>		工事場所	新潟市南区東笠巻新田278番地1			敷地面積	5,465 m <sup>2</sup>			用途	運動施設(体育館)			構造・階数	鉄骨造 一部木造平屋建			建築面積	592.01m <sup>2</sup> (うち解体 582.01m <sup>2</sup> )	延べ面積	581.19m <sup>2</sup> (うち解体 571.19m <sup>2</sup> )	区分	市街化調整区域	用途地域	指定なし地域	防火地域	指定なし地域			その他の区域	騒音規制法による規制 ※あり(第 号区域) ○なし 振動規制法による規制 ※あり(第 号区域) ○なし			項目	適用・条件等	① 作業時間等	○指定あり ・指定なし (ありの場合の条件) ・騒音、振動規制法による作業禁止日、時間帯 (特定建設作業に限る。) ○夜間作業 ※行わない ○近隣の行事等	② 駐車場その他	工事用車両の駐車場所 ・場内(任意) ○図示 資機材の置場所 ・場内(任意) ○図示	③ 着手前対応	○工事に先立ち、周辺住民に対して工事説明を行なう。(発注者同席予定) (説明会予定時期・平成 年 月 日頃 ・実施時期未定) ○建築物除却届 ○必要(施工者作成とする。)	④ その他施工条件	○本施設の場内では、車両通行に制限があるため、場内の規則にしたがって通行すること。通行にあたり、施設管理者と協議が必要。 ○本工事範囲は基礎解体(一部現況のまま)とする。(詳細は図示。) ○工事時期と同時に、備品等の撤去作業を別途予定している。 解体工事にあたり、備品撤去作業の受注者と十分な調整を行うこと。 ○時間の規制(午前8時30分～午後5時30分まで) ・一定規模以上の土地の形質の変更届 ○リサイクル通知書の届出 ・騒音・振動○労基	<table border="1"> <tr><td>(1) 1.1.2 用語の定義</td><td>(13) 「工事検査」とは、約款に規定する次の各事項の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいい、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえの検査を含む。 ①工事の完成(約款第32条) ②部分払の請求に係る出来形部分又は部分払指定工事材料等(約款第38条) ③部分引渡し指定部分に係る工事の完成(約款第39条) ④契約の解除時における出来形部分(約款第48条) ⑤その他 新潟市請負工事検査要綱第5条に定める検査(新潟市請負工事検査要綱第5条)</td></tr> <tr><td>(2) 1.6.1 工事検査</td><td>(b) 約款に規定する部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとする。 (d) 新潟市請負工事検査要綱第5条に定める検査を受けるものとする。</td></tr> </table> <p>II 特記仕様</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>項目は、番号に ○印の付いたものを適用する。</li> <li>特記事項は、○印の付いたものを適用する。 ○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ○印と※印の付いた場合は、共に適用する。</li> <li>特記事項に記載の( )内の表示番号は、解体共仕の当該項目、当該図または当該表を示す。特記事項に記載の(標仕 )内の表示番号は、標仕の当該項目、当該図または当該表を示す。 4. 製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また( )内は製品名を示す。</li> </ol>		(1) 1.1.2 用語の定義	(13) 「工事検査」とは、約款に規定する次の各事項の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいい、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえの検査を含む。 ①工事の完成(約款第32条) ②部分払の請求に係る出来形部分又は部分払指定工事材料等(約款第38条) ③部分引渡し指定部分に係る工事の完成(約款第39条) ④契約の解除時における出来形部分(約款第48条) ⑤その他 新潟市請負工事検査要綱第5条に定める検査(新潟市請負工事検査要綱第5条)	(2) 1.6.1 工事検査	(b) 約款に規定する部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとする。 (d) 新潟市請負工事検査要綱第5条に定める検査を受けるものとする。	<table border="1"> <tr><td>② 仮設工事</td><td>① 騒音・粉塵・振動対策 ※防音パネル ・防音シート ・養生シート ○防炎シート (2.2.1) 防音パネルの設置範囲と高さ 設置範囲：図示 高 さ：2.0m 騒音計 ○設置する ・設置しない 振動計 ○設置する ・設置しない</td></tr> <tr><td>② 足場その他</td><td>外部足場 ○枠組足場 ○くさび式足場 (2.2.2) 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 内部解体足場 ・架台足場 ・枠組棚足場 ・枠組本足場 ○脚立足場 ○ローリング</td></tr> <tr><td>③ 総合仮設計画</td><td>※現場作業の安全確保、及び第三者災害の防止を目的として総合仮設計画を作成し、監督員の承諾を受ける。</td></tr> <tr><td>4 監督員用事務所等</td><td>・監督員事務所 ・10 ・20 ・35 ・65 ・ m<sup>2</sup>程度を設ける。(2.3.1) ・仮設事務所の中に監督員用空間を m<sup>2</sup>程度確保する。</td></tr> <tr><td>⑤ 監督員が使用できる備品等</td><td>監督員が使用できる備品として、下記のを工事期間中現場に用意し、(2.3.1)貸与する。 ○保護帽 3ヶ ・雨具 着 ・長靴 足 ・安全帯 組</td></tr> <tr><td>⑥ 工事用水</td><td>構内既存の施設 ○利用できない ・利用できる(※有償 ・無償)</td></tr> <tr><td>⑦ 工事用電力</td><td>構内既存の施設 ○利用できない ・利用できる(※有償 ・無償)</td></tr> <tr><td>⑧ 仮設建物等</td><td>現場事務所、倉庫、下小屋等の仮設建物の位置はあらかじめ監督員の承諾を受ける。</td></tr> <tr><td>③ 解体工事</td><td>① 機器等の解体 ※工事範囲内の機器類は、各種別ごとに分別解体する。 設備機器等は専門業者又はメーカーが解体し、バッテリー液・フロンガス等は関係法令に基づき適正に処分する。 ② 基礎及び杭 杭の撤去 ○行う ・残置 残置または一部撤去の場合の処理 ※杭種、杭径、位置、杭頂部高さ等の記録を整備し、監督員に提出する。 解体方法 ○引抜き ・破砕 ・杭頭はつり( mまで) 引き抜いた杭の処理 ・再生 杭の種類 ・通心力鉄筋コンクリートくい ・高強度プレストレスコンクリートくい ・場所打ちコンクリートくい ○木くい ・RCパイプ  <table border="1"> <tr><th>建物名等</th><th>杭径</th><th>長さ</th><th>本数</th><th>備考</th></tr> <tr><td>体育館</td><td>Φ180</td><td>2.0m</td><td>88</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> </td></tr> <tr><td>③ 構内舗装等</td><td>樹木等の伐採・伐根 ・行わない ○行う( ・ ○図示) (3.10.1) 支障となる樹木の移植 ・行わない ○行う( ・ ○図示)</td></tr> <tr><td>④ 地下埋設物及び埋設配管</td><td>撤去する地下埋設物、埋設配管 ○あり ○図示 ・ ) ・なし (3.11.1)</td></tr> <tr><td>⑤ 解体後の整地</td><td>埋戻し及び盛土 ○A種 ・B種 ・C種 ・D種 (標仕3.2.3)(標仕表3.2.1) 発生土の処理 ・構内指示の場所( ・敷均し ・堆積 ) (標仕3.2.5) ・構外搬出適切処理(指定場所： ・処分地未特定のため、場内仮置きとし契約後変更とする</td></tr> <tr><td>6 火気使用作業等</td><td>※解体工事にガスバーナーでオイルタンクやアスファルト防水層の近くを切断する時、爆発や火災発生の危険性がある場合には、事前に所轄の消防署へ連絡し、適切な措置を講じて作業しなければならない。 ○行う ・行わない (3.11.1)</td></tr> <tr><td>⑦ 浄化槽・排水槽等の汚水・汚物処理</td><td>○行う ・行わない (3.11.1)</td></tr> <tr><td>④ 再資源化等</td><td>中間処理、再資源化施設 再資源化する建設廃棄物 ※建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物 ※金属類 ※小型二次電池 ・蛍光灯及びHIDランプ ・硬質ポリ塩化ビニル管及び継手 ・ガラス 指定建設資材廃棄物としての木材の縮減(焼却) ※不可 ・可 再資源化して現場で利用する建設廃棄物</td></tr> <tr><td>2 処理に注意を要する建設廃棄物</td><td>処理に注意を要する建設廃棄物 (4.5.1) ・せっこうボード(石綿含有) ・せっこうボード(ひ素・カドミウム含有) ・せっこうボード(上記以外) ・CCA処理木材(クロム・銅・ヒ素化合物系防腐処理木材) 処理の方法 ・解体共仕第4章5節による。 ・施工に先立ち、処理計画書を作成し、監督員の承諾を受けること。</td></tr> </table>		② 仮設工事	① 騒音・粉塵・振動対策 ※防音パネル ・防音シート ・養生シート ○防炎シート (2.2.1) 防音パネルの設置範囲と高さ 設置範囲：図示 高 さ：2.0m 騒音計 ○設置する ・設置しない 振動計 ○設置する ・設置しない	② 足場その他	外部足場 ○枠組足場 ○くさび式足場 (2.2.2) 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 内部解体足場 ・架台足場 ・枠組棚足場 ・枠組本足場 ○脚立足場 ○ローリング	③ 総合仮設計画	※現場作業の安全確保、及び第三者災害の防止を目的として総合仮設計画を作成し、監督員の承諾を受ける。	4 監督員用事務所等	・監督員事務所 ・10 ・20 ・35 ・65 ・ m <sup>2</sup> 程度を設ける。(2.3.1) ・仮設事務所の中に監督員用空間を m <sup>2</sup> 程度確保する。	⑤ 監督員が使用できる備品等	監督員が使用できる備品として、下記のを工事期間中現場に用意し、(2.3.1)貸与する。 ○保護帽 3ヶ ・雨具 着 ・長靴 足 ・安全帯 組	⑥ 工事用水	構内既存の施設 ○利用できない ・利用できる(※有償 ・無償)	⑦ 工事用電力	構内既存の施設 ○利用できない ・利用できる(※有償 ・無償)	⑧ 仮設建物等	現場事務所、倉庫、下小屋等の仮設建物の位置はあらかじめ監督員の承諾を受ける。	③ 解体工事	① 機器等の解体 ※工事範囲内の機器類は、各種別ごとに分別解体する。 設備機器等は専門業者又はメーカーが解体し、バッテリー液・フロンガス等は関係法令に基づき適正に処分する。 ② 基礎及び杭 杭の撤去 ○行う ・残置 残置または一部撤去の場合の処理 ※杭種、杭径、位置、杭頂部高さ等の記録を整備し、監督員に提出する。 解体方法 ○引抜き ・破砕 ・杭頭はつり( mまで) 引き抜いた杭の処理 ・再生 杭の種類 ・通心力鉄筋コンクリートくい ・高強度プレストレスコンクリートくい ・場所打ちコンクリートくい ○木くい ・RCパイプ <table border="1"> <tr><th>建物名等</th><th>杭径</th><th>長さ</th><th>本数</th><th>備考</th></tr> <tr><td>体育館</td><td>Φ180</td><td>2.0m</td><td>88</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	建物名等	杭径	長さ	本数	備考	体育館	Φ180	2.0m	88																																										③ 構内舗装等	樹木等の伐採・伐根 ・行わない ○行う( ・ ○図示) (3.10.1) 支障となる樹木の移植 ・行わない ○行う( ・ ○図示)	④ 地下埋設物及び埋設配管	撤去する地下埋設物、埋設配管 ○あり ○図示 ・ ) ・なし (3.11.1)	⑤ 解体後の整地	埋戻し及び盛土 ○A種 ・B種 ・C種 ・D種 (標仕3.2.3)(標仕表3.2.1) 発生土の処理 ・構内指示の場所( ・敷均し ・堆積 ) (標仕3.2.5) ・構外搬出適切処理(指定場所： ・処分地未特定のため、場内仮置きとし契約後変更とする	6 火気使用作業等	※解体工事にガスバーナーでオイルタンクやアスファルト防水層の近くを切断する時、爆発や火災発生の危険性がある場合には、事前に所轄の消防署へ連絡し、適切な措置を講じて作業しなければならない。 ○行う ・行わない (3.11.1)	⑦ 浄化槽・排水槽等の汚水・汚物処理	○行う ・行わない (3.11.1)	④ 再資源化等	中間処理、再資源化施設 再資源化する建設廃棄物 ※建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物 ※金属類 ※小型二次電池 ・蛍光灯及びHIDランプ ・硬質ポリ塩化ビニル管及び継手 ・ガラス 指定建設資材廃棄物としての木材の縮減(焼却) ※不可 ・可 再資源化して現場で利用する建設廃棄物	2 処理に注意を要する建設廃棄物	処理に注意を要する建設廃棄物 (4.5.1) ・せっこうボード(石綿含有) ・せっこうボード(ひ素・カドミウム含有) ・せっこうボード(上記以外) ・CCA処理木材(クロム・銅・ヒ素化合物系防腐処理木材) 処理の方法 ・解体共仕第4章5節による。 ・施工に先立ち、処理計画書を作成し、監督員の承諾を受けること。	<table border="1"> <tr><td>⑤ 特別管理産業廃棄物の処理</td><td>① 廃石綿等 ※6 アスベスト含有建材の除去及び処理による。(5.4.2) ② PCB含有機器類 調査方法 ※製造所、製造年、型式等による調査 (5.4.3) ・専門分析機関による微量PCB分析調査 調査対象 ・ 上記のほかにも含有が疑われる機器があった場合は調査を行う。 ③ PCB含有シーリング材 事前調査等 ・行う(下記の要領で分析する) ○行わない (5.4.4) 現場においてケトルを採集し、専門分析機関で分析を行う。 採取箇所 ※外壁目地 ・建具周囲目地 ・図示 採取箇所数 ・部材が異なる毎に1箇所 ・図示 分析によりPCBの含有が確認された場合は、下記により施工調査等を行い、適切に処理を行う。 調査範囲 ※工事範囲全て ・図示 調査内容 シーリング使用部位及び長さの確認 施工範囲と工事監視区分の確認 仮設計画 廃棄物等の搬出方法 4 廃油 処理方法 ・焼却処分 ・中間処理施設による再生処理 (5.4.5) 5 廃酸・廃アルカリ 処理方法 ・中和処理 ・焼却処分 ・中間処理施設による再生処理 (5.4.6) 6 ダイオキシン類 サンプリング調査 ・行う ・行わない (5.4.7)  <table border="1"> <tr><th>材料名</th><th>調査ヶ所</th><th>測定方法</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table>   焼却施設の解体及び処分の方法 ・ ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成11年政令第433号)その他関係法令に従い、適切に処理すること。</td></tr> <tr><td>⑥ アスベスト含有建材の除去及び処理</td><td>① 共通 ※建築物の解体等工事、アスベスト除去について、以下の基準を適用する。 ・建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針(平成24年5月9日付け 技術上の指針公示第19号) ・建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル(建設労働災害防止協会) ・建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2011(環境省水・大気環境局大気環境課) ② 施工調査 分析によるアスベスト含有の調査 ○行う(下表による) ・行わない (6.1.2) 測定方法 ※JIS A1481(建材製品中のアスベスト含有率測定方法)による。  <table border="1"> <tr><th>材料名</th><th>調査ヶ所・箇所数</th><th>規格等</th><th>備考</th></tr> <tr><td>ルビノール</td><td>渡り廊下 軒裏 1箇所</td><td></td><td>※分析機関に</td></tr> <tr><td>防火サイディング</td><td>渡り廊下 外壁 1箇所</td><td></td><td>持込とする</td></tr> <tr><td>塩ビ系長尺床</td><td>渡り廊下 床 1箇所</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ケツコフター</td><td>床・腰 各1箇所</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ソト巾木</td><td>巾木 1箇所</td><td></td><td></td></tr> </table>   上記以外に調査が必要と思われる箇所があった場合は、監督員と協議すること。 3 アスベスト粉じん濃度測定 ・行う ・行わない (6.1.3) 測定方法 ※JIS K3850-1(空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法)による位相差・分散顕微鏡法による。 測定機関 ※厚生労働省新潟労働局に登録された作業環境測定機関による。 4 アスベスト含有吹付け材の除去 除去工法 ※解体共仕第6章3節による。 ・ 5 アスベスト含有保温材等の除去 除去工法 (6.4.3) ※粉じん飛散抑制剤等による湿潤化の後、手ばらして行う。 ・掻き落し・破砕・切断等による除去を行う。 ※「3 アスベスト含有吹付け材の除去」により、作業場を隔離する。 6 除去したアスベスト等の飛散防止 除去したアスベスト含有吹付け材・保温材等の飛散防止 (6.3.2)(6.4.3) ※密封処理(二重袋梱包) ・固化処理(※セメント固化 ) 7 アスベスト含有成形板の除去 養生等 (6.5.1) 建物内部で除去を行う場合、除去作業場所と他の場所を隔てるため、開閉部位(出入口、換気口、窓等)は閉とし、ガラスの破損箇所等で開となっている部位を養生シート等で塞ぐ。 アスベスト成形板の種類  <table border="1"> <tr><th>材料名</th><th>使用部位</th><th>厚さ(mm)</th><th>備考</th></tr> <tr><td>ルビノール</td><td>渡り廊下 軒裏</td><td>6</td><td></td></tr> <tr><td>防火サイディング</td><td>渡り廊下 外壁</td><td>12</td><td></td></tr> <tr><td>塩ビ系長尺床</td><td>渡り廊下 床</td><td>2</td><td></td></tr> <tr><td>ケツコフター</td><td>床・腰</td><td>1.8</td><td></td></tr> <tr><td>ソト巾木</td><td>巾木</td><td>2</td><td></td></tr> </table> ※上記以外にアスベスト含有が疑われる建材があった場合は、速やかに監督員と協議すること。 ⑧ 除去したアスベスト等の処分等 (6.3.3)(6.4.4)(6.5.3) ※各種廃棄物分類に応じた最終処分場での埋立処分 ・中間処理 ・アスベストの中間処理に適する溶融施設において溶融処理 ・大臣認定を受けた無害化処理施設において無害化処理</td></tr> </table>		⑤ 特別管理産業廃棄物の処理	① 廃石綿等 ※6 アスベスト含有建材の除去及び処理による。(5.4.2) ② PCB含有機器類 調査方法 ※製造所、製造年、型式等による調査 (5.4.3) ・専門分析機関による微量PCB分析調査 調査対象 ・ 上記のほかにも含有が疑われる機器があった場合は調査を行う。 ③ PCB含有シーリング材 事前調査等 ・行う(下記の要領で分析する) ○行わない (5.4.4) 現場においてケトルを採集し、専門分析機関で分析を行う。 採取箇所 ※外壁目地 ・建具周囲目地 ・図示 採取箇所数 ・部材が異なる毎に1箇所 ・図示 分析によりPCBの含有が確認された場合は、下記により施工調査等を行い、適切に処理を行う。 調査範囲 ※工事範囲全て ・図示 調査内容 シーリング使用部位及び長さの確認 施工範囲と工事監視区分の確認 仮設計画 廃棄物等の搬出方法 4 廃油 処理方法 ・焼却処分 ・中間処理施設による再生処理 (5.4.5) 5 廃酸・廃アルカリ 処理方法 ・中和処理 ・焼却処分 ・中間処理施設による再生処理 (5.4.6) 6 ダイオキシン類 サンプリング調査 ・行う ・行わない (5.4.7) <table border="1"> <tr><th>材料名</th><th>調査ヶ所</th><th>測定方法</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table> 焼却施設の解体及び処分の方法 ・ ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成11年政令第433号)その他関係法令に従い、適切に処理すること。	材料名	調査ヶ所	測定方法										⑥ アスベスト含有建材の除去及び処理	① 共通 ※建築物の解体等工事、アスベスト除去について、以下の基準を適用する。 ・建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針(平成24年5月9日付け 技術上の指針公示第19号) ・建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル(建設労働災害防止協会) ・建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2011(環境省水・大気環境局大気環境課) ② 施工調査 分析によるアスベスト含有の調査 ○行う(下表による) ・行わない (6.1.2) 測定方法 ※JIS A1481(建材製品中のアスベスト含有率測定方法)による。 <table border="1"> <tr><th>材料名</th><th>調査ヶ所・箇所数</th><th>規格等</th><th>備考</th></tr> <tr><td>ルビノール</td><td>渡り廊下 軒裏 1箇所</td><td></td><td>※分析機関に</td></tr> <tr><td>防火サイディング</td><td>渡り廊下 外壁 1箇所</td><td></td><td>持込とする</td></tr> <tr><td>塩ビ系長尺床</td><td>渡り廊下 床 1箇所</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ケツコフター</td><td>床・腰 各1箇所</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ソト巾木</td><td>巾木 1箇所</td><td></td><td></td></tr> </table> 上記以外に調査が必要と思われる箇所があった場合は、監督員と協議すること。 3 アスベスト粉じん濃度測定 ・行う ・行わない (6.1.3) 測定方法 ※JIS K3850-1(空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法)による位相差・分散顕微鏡法による。 測定機関 ※厚生労働省新潟労働局に登録された作業環境測定機関による。 4 アスベスト含有吹付け材の除去 除去工法 ※解体共仕第6章3節による。 ・ 5 アスベスト含有保温材等の除去 除去工法 (6.4.3) ※粉じん飛散抑制剤等による湿潤化の後、手ばらして行う。 ・掻き落し・破砕・切断等による除去を行う。 ※「3 アスベスト含有吹付け材の除去」により、作業場を隔離する。 6 除去したアスベスト等の飛散防止 除去したアスベスト含有吹付け材・保温材等の飛散防止 (6.3.2)(6.4.3) ※密封処理(二重袋梱包) ・固化処理(※セメント固化 ) 7 アスベスト含有成形板の除去 養生等 (6.5.1) 建物内部で除去を行う場合、除去作業場所と他の場所を隔てるため、開閉部位(出入口、換気口、窓等)は閉とし、ガラスの破損箇所等で開となっている部位を養生シート等で塞ぐ。 アスベスト成形板の種類 <table border="1"> <tr><th>材料名</th><th>使用部位</th><th>厚さ(mm)</th><th>備考</th></tr> <tr><td>ルビノール</td><td>渡り廊下 軒裏</td><td>6</td><td></td></tr> <tr><td>防火サイディング</td><td>渡り廊下 外壁</td><td>12</td><td></td></tr> <tr><td>塩ビ系長尺床</td><td>渡り廊下 床</td><td>2</td><td></td></tr> <tr><td>ケツコフター</td><td>床・腰</td><td>1.8</td><td></td></tr> <tr><td>ソト巾木</td><td>巾木</td><td>2</td><td></td></tr> </table> ※上記以外にアスベスト含有が疑われる建材があった場合は、速やかに監督員と協議すること。 ⑧ 除去したアスベスト等の処分等 (6.3.3)(6.4.4)(6.5.3) ※各種廃棄物分類に応じた最終処分場での埋立処分 ・中間処理 ・アスベストの中間処理に適する溶融施設において溶融処理 ・大臣認定を受けた無害化処理施設において無害化処理	材料名	調査ヶ所・箇所数	規格等	備考	ルビノール	渡り廊下 軒裏 1箇所		※分析機関に	防火サイディング	渡り廊下 外壁 1箇所		持込とする	塩ビ系長尺床	渡り廊下 床 1箇所			ケツコフター	床・腰 各1箇所			ソト巾木	巾木 1箇所			材料名	使用部位	厚さ(mm)	備考	ルビノール	渡り廊下 軒裏	6		防火サイディング	渡り廊下 外壁	12		塩ビ系長尺床	渡り廊下 床	2		ケツコフター	床・腰	1.8		ソト巾木	巾木	2		<table border="1"> <tr><td>チーフ事務所</td><td>有限会社 杉山設計</td><td>チーフ事務所</td><td>新潟市建築部公共建築第1課</td><td>工事名</td><td>鷺巻地域生活センター体育館解体撤去工事</td><td>図名</td><td>特記仕様書</td></tr> <tr><td>管理建築士・一級建築士登録第135244号</td><td>杉山太三郎</td><td></td><td></td><td>年月日</td><td>2014.8</td><td>縮尺</td><td>図面番号 A-02</td></tr> </table>		チーフ事務所	有限会社 杉山設計	チーフ事務所	新潟市建築部公共建築第1課	工事名	鷺巻地域生活センター体育館解体撤去工事	図名	特記仕様書	管理建築士・一級建築士登録第135244号	杉山太三郎			年月日	2014.8	縮尺	図面番号 A-02
工事場所	新潟市南区東笠巻新田278番地1																																																																																																																																																																																																																								
敷地面積	5,465 m <sup>2</sup>																																																																																																																																																																																																																								
用途	運動施設(体育館)																																																																																																																																																																																																																								
構造・階数	鉄骨造 一部木造平屋建																																																																																																																																																																																																																								
建築面積	592.01m <sup>2</sup> (うち解体 582.01m <sup>2</sup> )	延べ面積	581.19m <sup>2</sup> (うち解体 571.19m <sup>2</sup> )																																																																																																																																																																																																																						
区分	市街化調整区域	用途地域	指定なし地域																																																																																																																																																																																																																						
防火地域	指定なし地域																																																																																																																																																																																																																								
その他の区域	騒音規制法による規制 ※あり(第 号区域) ○なし 振動規制法による規制 ※あり(第 号区域) ○なし																																																																																																																																																																																																																								
項目	適用・条件等																																																																																																																																																																																																																								
① 作業時間等	○指定あり ・指定なし (ありの場合の条件) ・騒音、振動規制法による作業禁止日、時間帯 (特定建設作業に限る。) ○夜間作業 ※行わない ○近隣の行事等																																																																																																																																																																																																																								
② 駐車場その他	工事用車両の駐車場所 ・場内(任意) ○図示 資機材の置場所 ・場内(任意) ○図示																																																																																																																																																																																																																								
③ 着手前対応	○工事に先立ち、周辺住民に対して工事説明を行なう。(発注者同席予定) (説明会予定時期・平成 年 月 日頃 ・実施時期未定) ○建築物除却届 ○必要(施工者作成とする。)																																																																																																																																																																																																																								
④ その他施工条件	○本施設の場内では、車両通行に制限があるため、場内の規則にしたがって通行すること。通行にあたり、施設管理者と協議が必要。 ○本工事範囲は基礎解体(一部現況のまま)とする。(詳細は図示。) ○工事時期と同時に、備品等の撤去作業を別途予定している。 解体工事にあたり、備品撤去作業の受注者と十分な調整を行うこと。 ○時間の規制(午前8時30分～午後5時30分まで) ・一定規模以上の土地の形質の変更届 ○リサイクル通知書の届出 ・騒音・振動○労基																																																																																																																																																																																																																								
(1) 1.1.2 用語の定義	(13) 「工事検査」とは、約款に規定する次の各事項の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいい、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえの検査を含む。 ①工事の完成(約款第32条) ②部分払の請求に係る出来形部分又は部分払指定工事材料等(約款第38条) ③部分引渡し指定部分に係る工事の完成(約款第39条) ④契約の解除時における出来形部分(約款第48条) ⑤その他 新潟市請負工事検査要綱第5条に定める検査(新潟市請負工事検査要綱第5条)																																																																																																																																																																																																																								
(2) 1.6.1 工事検査	(b) 約款に規定する部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとする。 (d) 新潟市請負工事検査要綱第5条に定める検査を受けるものとする。																																																																																																																																																																																																																								
② 仮設工事	① 騒音・粉塵・振動対策 ※防音パネル ・防音シート ・養生シート ○防炎シート (2.2.1) 防音パネルの設置範囲と高さ 設置範囲：図示 高 さ：2.0m 騒音計 ○設置する ・設置しない 振動計 ○設置する ・設置しない																																																																																																																																																																																																																								
② 足場その他	外部足場 ○枠組足場 ○くさび式足場 (2.2.2) 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 内部解体足場 ・架台足場 ・枠組棚足場 ・枠組本足場 ○脚立足場 ○ローリング																																																																																																																																																																																																																								
③ 総合仮設計画	※現場作業の安全確保、及び第三者災害の防止を目的として総合仮設計画を作成し、監督員の承諾を受ける。																																																																																																																																																																																																																								
4 監督員用事務所等	・監督員事務所 ・10 ・20 ・35 ・65 ・ m <sup>2</sup> 程度を設ける。(2.3.1) ・仮設事務所の中に監督員用空間を m <sup>2</sup> 程度確保する。																																																																																																																																																																																																																								
⑤ 監督員が使用できる備品等	監督員が使用できる備品として、下記のを工事期間中現場に用意し、(2.3.1)貸与する。 ○保護帽 3ヶ ・雨具 着 ・長靴 足 ・安全帯 組																																																																																																																																																																																																																								
⑥ 工事用水	構内既存の施設 ○利用できない ・利用できる(※有償 ・無償)																																																																																																																																																																																																																								
⑦ 工事用電力	構内既存の施設 ○利用できない ・利用できる(※有償 ・無償)																																																																																																																																																																																																																								
⑧ 仮設建物等	現場事務所、倉庫、下小屋等の仮設建物の位置はあらかじめ監督員の承諾を受ける。																																																																																																																																																																																																																								
③ 解体工事	① 機器等の解体 ※工事範囲内の機器類は、各種別ごとに分別解体する。 設備機器等は専門業者又はメーカーが解体し、バッテリー液・フロンガス等は関係法令に基づき適正に処分する。 ② 基礎及び杭 杭の撤去 ○行う ・残置 残置または一部撤去の場合の処理 ※杭種、杭径、位置、杭頂部高さ等の記録を整備し、監督員に提出する。 解体方法 ○引抜き ・破砕 ・杭頭はつり( mまで) 引き抜いた杭の処理 ・再生 杭の種類 ・通心力鉄筋コンクリートくい ・高強度プレストレスコンクリートくい ・場所打ちコンクリートくい ○木くい ・RCパイプ <table border="1"> <tr><th>建物名等</th><th>杭径</th><th>長さ</th><th>本数</th><th>備考</th></tr> <tr><td>体育館</td><td>Φ180</td><td>2.0m</td><td>88</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	建物名等	杭径	長さ	本数	備考	体育館	Φ180	2.0m	88																																																																																																																																																																																																															
建物名等	杭径	長さ	本数	備考																																																																																																																																																																																																																					
体育館	Φ180	2.0m	88																																																																																																																																																																																																																						
③ 構内舗装等	樹木等の伐採・伐根 ・行わない ○行う( ・ ○図示) (3.10.1) 支障となる樹木の移植 ・行わない ○行う( ・ ○図示)																																																																																																																																																																																																																								
④ 地下埋設物及び埋設配管	撤去する地下埋設物、埋設配管 ○あり ○図示 ・ ) ・なし (3.11.1)																																																																																																																																																																																																																								
⑤ 解体後の整地	埋戻し及び盛土 ○A種 ・B種 ・C種 ・D種 (標仕3.2.3)(標仕表3.2.1) 発生土の処理 ・構内指示の場所( ・敷均し ・堆積 ) (標仕3.2.5) ・構外搬出適切処理(指定場所： ・処分地未特定のため、場内仮置きとし契約後変更とする																																																																																																																																																																																																																								
6 火気使用作業等	※解体工事にガスバーナーでオイルタンクやアスファルト防水層の近くを切断する時、爆発や火災発生の危険性がある場合には、事前に所轄の消防署へ連絡し、適切な措置を講じて作業しなければならない。 ○行う ・行わない (3.11.1)																																																																																																																																																																																																																								
⑦ 浄化槽・排水槽等の汚水・汚物処理	○行う ・行わない (3.11.1)																																																																																																																																																																																																																								
④ 再資源化等	中間処理、再資源化施設 再資源化する建設廃棄物 ※建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物 ※金属類 ※小型二次電池 ・蛍光灯及びHIDランプ ・硬質ポリ塩化ビニル管及び継手 ・ガラス 指定建設資材廃棄物としての木材の縮減(焼却) ※不可 ・可 再資源化して現場で利用する建設廃棄物																																																																																																																																																																																																																								
2 処理に注意を要する建設廃棄物	処理に注意を要する建設廃棄物 (4.5.1) ・せっこうボード(石綿含有) ・せっこうボード(ひ素・カドミウム含有) ・せっこうボード(上記以外) ・CCA処理木材(クロム・銅・ヒ素化合物系防腐処理木材) 処理の方法 ・解体共仕第4章5節による。 ・施工に先立ち、処理計画書を作成し、監督員の承諾を受けること。																																																																																																																																																																																																																								
⑤ 特別管理産業廃棄物の処理	① 廃石綿等 ※6 アスベスト含有建材の除去及び処理による。(5.4.2) ② PCB含有機器類 調査方法 ※製造所、製造年、型式等による調査 (5.4.3) ・専門分析機関による微量PCB分析調査 調査対象 ・ 上記のほかにも含有が疑われる機器があった場合は調査を行う。 ③ PCB含有シーリング材 事前調査等 ・行う(下記の要領で分析する) ○行わない (5.4.4) 現場においてケトルを採集し、専門分析機関で分析を行う。 採取箇所 ※外壁目地 ・建具周囲目地 ・図示 採取箇所数 ・部材が異なる毎に1箇所 ・図示 分析によりPCBの含有が確認された場合は、下記により施工調査等を行い、適切に処理を行う。 調査範囲 ※工事範囲全て ・図示 調査内容 シーリング使用部位及び長さの確認 施工範囲と工事監視区分の確認 仮設計画 廃棄物等の搬出方法 4 廃油 処理方法 ・焼却処分 ・中間処理施設による再生処理 (5.4.5) 5 廃酸・廃アルカリ 処理方法 ・中和処理 ・焼却処分 ・中間処理施設による再生処理 (5.4.6) 6 ダイオキシン類 サンプリング調査 ・行う ・行わない (5.4.7) <table border="1"> <tr><th>材料名</th><th>調査ヶ所</th><th>測定方法</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table> 焼却施設の解体及び処分の方法 ・ ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成11年政令第433号)その他関係法令に従い、適切に処理すること。	材料名	調査ヶ所	測定方法																																																																																																																																																																																																																					
材料名	調査ヶ所	測定方法																																																																																																																																																																																																																							
⑥ アスベスト含有建材の除去及び処理	① 共通 ※建築物の解体等工事、アスベスト除去について、以下の基準を適用する。 ・建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針(平成24年5月9日付け 技術上の指針公示第19号) ・建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル(建設労働災害防止協会) ・建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2011(環境省水・大気環境局大気環境課) ② 施工調査 分析によるアスベスト含有の調査 ○行う(下表による) ・行わない (6.1.2) 測定方法 ※JIS A1481(建材製品中のアスベスト含有率測定方法)による。 <table border="1"> <tr><th>材料名</th><th>調査ヶ所・箇所数</th><th>規格等</th><th>備考</th></tr> <tr><td>ルビノール</td><td>渡り廊下 軒裏 1箇所</td><td></td><td>※分析機関に</td></tr> <tr><td>防火サイディング</td><td>渡り廊下 外壁 1箇所</td><td></td><td>持込とする</td></tr> <tr><td>塩ビ系長尺床</td><td>渡り廊下 床 1箇所</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ケツコフター</td><td>床・腰 各1箇所</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ソト巾木</td><td>巾木 1箇所</td><td></td><td></td></tr> </table> 上記以外に調査が必要と思われる箇所があった場合は、監督員と協議すること。 3 アスベスト粉じん濃度測定 ・行う ・行わない (6.1.3) 測定方法 ※JIS K3850-1(空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法)による位相差・分散顕微鏡法による。 測定機関 ※厚生労働省新潟労働局に登録された作業環境測定機関による。 4 アスベスト含有吹付け材の除去 除去工法 ※解体共仕第6章3節による。 ・ 5 アスベスト含有保温材等の除去 除去工法 (6.4.3) ※粉じん飛散抑制剤等による湿潤化の後、手ばらして行う。 ・掻き落し・破砕・切断等による除去を行う。 ※「3 アスベスト含有吹付け材の除去」により、作業場を隔離する。 6 除去したアスベスト等の飛散防止 除去したアスベスト含有吹付け材・保温材等の飛散防止 (6.3.2)(6.4.3) ※密封処理(二重袋梱包) ・固化処理(※セメント固化 ) 7 アスベスト含有成形板の除去 養生等 (6.5.1) 建物内部で除去を行う場合、除去作業場所と他の場所を隔てるため、開閉部位(出入口、換気口、窓等)は閉とし、ガラスの破損箇所等で開となっている部位を養生シート等で塞ぐ。 アスベスト成形板の種類 <table border="1"> <tr><th>材料名</th><th>使用部位</th><th>厚さ(mm)</th><th>備考</th></tr> <tr><td>ルビノール</td><td>渡り廊下 軒裏</td><td>6</td><td></td></tr> <tr><td>防火サイディング</td><td>渡り廊下 外壁</td><td>12</td><td></td></tr> <tr><td>塩ビ系長尺床</td><td>渡り廊下 床</td><td>2</td><td></td></tr> <tr><td>ケツコフター</td><td>床・腰</td><td>1.8</td><td></td></tr> <tr><td>ソト巾木</td><td>巾木</td><td>2</td><td></td></tr> </table> ※上記以外にアスベスト含有が疑われる建材があった場合は、速やかに監督員と協議すること。 ⑧ 除去したアスベスト等の処分等 (6.3.3)(6.4.4)(6.5.3) ※各種廃棄物分類に応じた最終処分場での埋立処分 ・中間処理 ・アスベストの中間処理に適する溶融施設において溶融処理 ・大臣認定を受けた無害化処理施設において無害化処理	材料名	調査ヶ所・箇所数	規格等	備考	ルビノール	渡り廊下 軒裏 1箇所		※分析機関に	防火サイディング	渡り廊下 外壁 1箇所		持込とする	塩ビ系長尺床	渡り廊下 床 1箇所			ケツコフター	床・腰 各1箇所			ソト巾木	巾木 1箇所			材料名	使用部位	厚さ(mm)	備考	ルビノール	渡り廊下 軒裏	6		防火サイディング	渡り廊下 外壁	12		塩ビ系長尺床	渡り廊下 床	2		ケツコフター	床・腰	1.8		ソト巾木	巾木	2																																																																																																																																																																									
材料名	調査ヶ所・箇所数	規格等	備考																																																																																																																																																																																																																						
ルビノール	渡り廊下 軒裏 1箇所		※分析機関に																																																																																																																																																																																																																						
防火サイディング	渡り廊下 外壁 1箇所		持込とする																																																																																																																																																																																																																						
塩ビ系長尺床	渡り廊下 床 1箇所																																																																																																																																																																																																																								
ケツコフター	床・腰 各1箇所																																																																																																																																																																																																																								
ソト巾木	巾木 1箇所																																																																																																																																																																																																																								
材料名	使用部位	厚さ(mm)	備考																																																																																																																																																																																																																						
ルビノール	渡り廊下 軒裏	6																																																																																																																																																																																																																							
防火サイディング	渡り廊下 外壁	12																																																																																																																																																																																																																							
塩ビ系長尺床	渡り廊下 床	2																																																																																																																																																																																																																							
ケツコフター	床・腰	1.8																																																																																																																																																																																																																							
ソト巾木	巾木	2																																																																																																																																																																																																																							
チーフ事務所	有限会社 杉山設計	チーフ事務所	新潟市建築部公共建築第1課	工事名	鷺巻地域生活センター体育館解体撤去工事	図名	特記仕様書																																																																																																																																																																																																																		
管理建築士・一級建築士登録第135244号	杉山太三郎			年月日	2014.8	縮尺	図面番号 A-02																																																																																																																																																																																																																		